

秋晴れの中でのひととき  
(当別幼稚園にて)



# とうべつ 議会だより

## おもな内容

- ▶ 第6回定例会議案審議 .....2
- ▶ 一般質問 .....3~16
- ▶ 議員提案 .....16
- ▶ 請願・陳情 .....16
- ▶ 各委員会報告 .....17
- ▶ 決議文 .....17
- ▶ 議会のうごき .....18





### 議案審議 第6回定例会

## 水田麦・大豆等生産振興緊急対策技術、 営農実証事業補助金（三億二千七百七十万円） 一般会計補正予算など六議案可決

H10.9.21～25  
23休会

第六回定例会が、平成十年九月二十一日から二十五日まで開催され、補正予算など六議案が可決されました。

また、七人の議員が一般質問に立ち、町政執行等について、熱い論戦を交わしました。

□教育委員会委員の任命について

高橋嘉弘氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□平成十年当別町一般会計補正予算（第三号）

水田麦・大豆等生産振興緊急対策技術、営農実証事業補助金三億三千七百七十万円、河川災害復旧工事三千三百三十四万円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十二億四千五百六十六万二千円になりました

□当別町道路線変更について  
町道路線を変更する提案がされ、原案可決しました。

・獅子内四号線  
旧 獅子内二千二百二十七番地五〇獅子内五千三百三十三番地二十二  
新 獅子内二千二百二十七番地二百三十九〇獅子内五千三百三十三番地二十二  
旧 獅子内五号線  
旧 獅子内二千二百二十七番

地百四十五〇獅子内二千二百二十七番地二十七  
新 獅子内二千二百二十七番地百十九〇獅子内二千二百二十七番地二十七  
・獅子内十号線  
旧 獅子内二千二百二十七番地百三十四〇獅子内二千二百二十七番地百四十三  
新 獅子内二千二百二十七番地三〇獅子内二千二百二十七番地百四十三

□平成十年当別町老人保健特別会計補正予算（第二号）  
医療諸費三百九万円、償還金三十六万四千円等を増額し、歳入歳出予算総額が二億二千七百七十九万七千円になりました。

□当別町道路線認定について  
町道路線を認定する提案がされ、原案可決しました。

□平成十年当別町水道事業会計補正予算（第二号）  
収益的支出において、工事請負費二百六十八万円、資産減耗費二百九十四万九千円を増額し、消費税百一十二万二千円を減額。資本的収入において、企業債千六百万円、一般会計出資金百五十七万九千円、補償金八百一十一万九千円を増額し、同支出において工事請負費二千八百三十七万二千円を増額しました。

- ・獅子内十八号線
- ・獅子内十九号線
- ・獅子内二十号線
- ・獅子内二十一号線

□人権擁護委員の候補者の推薦について  
任期満了に伴い、神田光男氏を候補者として再推薦する提案がされ、原案同意されました。

□平成九年度当別町各会計歳入歳出決算認定について  
鹿野代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

平成九年度各会計決算審査特別委員会  
委員長 柏樹 正議員  
副委員長 湯浅 俊一議員

#### 教育委員に 高橋嘉弘氏を再任



教育委員高橋嘉弘氏は九月三十日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は、満場一致で同意しました。同氏は、町内園生に在任し五十六歳。

教育委員高橋嘉弘氏は九月三十日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は、満場一致で同意しました。

同氏は、町内園生に在任し五十六歳。

- ・獅子内十一号線
- ・獅子内十二号線
- ・獅子内十三号線
- ・獅子内十四号線
- ・獅子内十五号線
- ・獅子内十六号線
- ・獅子内十七号線

□平成九年度当別町水道事業会計決算認定について  
鹿野代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、平成九年度各会計決算審査特別委員会に審査付託しました。

平成九年度各会計決算審査特別委員会に審査付託しました。



# 商店街の活性化と 将来構想について



後藤 正洋 議員

こういつた中、駅前顔として永きにわたって、その役割を果たしてきた、当別農協の店舗が閉鎖されることとなり、誠に残念に思っている。

農協店舗の閉鎖に伴う 既存商店街への影響は 現在の商店街の置かれてある状況は、この不況の中にあつて、これまで経験したことがないほどの厳しい状況になっている。経済回復までの対策として、可能な限り優遇措置を町長にお願いし、急場をしのいでもらいたいと思うが、町の商業に対する施策や計画道路等の構想の中で、「将来に対する明るい希望やプランが見えてこない」というような批判がある。

町としてこの現状をどのように押さえているのか。また、閉鎖後はどのような状況になると予想しているのか。更に、既存商店街に与える影響をどのように考えているのか。今後の町の基本姿勢とその対応策について伺いたい。

次に、北栄通と既存商店街

についてだが、駅前大通、北栄通がつながると泉町、旭町の商店街はいわゆる横道となり、特に園生の商店街は裏道となるというような、懸念する声がある。車社会にあつて北栄通の開通後郊外型の大規模店に対抗できる環境をどのように整備し、商店の活性化を図っていくのか伺いたい。

## 第6回定例会一般質問

### 介護保険法の運用等

### 町民生活の向上に向けて

### 七議員が活発な論戦



農協店舗の閉鎖に伴う

既存商店街への影響は

町としてこの現状をどのように押さえているのか。また、閉鎖後はどのような状況になると予想しているのか。更に、既存商店街に与える影響をどのように考えているのか。今後の町の基本姿勢とその対応策について伺いたい。

次に、北栄通と既存商店街

についてだが、駅前大通、北栄通がつながると泉町、旭町の商店街はいわゆる横道となり、特に園生の商店街は裏道となるというような、懸念する声がある。車社会にあつて北栄通の開通後郊外型の大規模店に対抗できる環境をどのように整備し、商店の活性化を図っていくのか伺いたい。



閉鎖が予定されるJA当別町店舗

町長 当別町農業協同組合の店舗が、平成十一年一月をもって閉鎖する予定であると聞いていますが、もしも、その通りだとすれば、非常に残念である。閉鎖後は地域の賑わいが消えることから、既存商店街への入り込みも何らかの支障が出るものと予想され、利用者にとっては、身近な店舗閉鎖により利便性が失われ、大きな打撃があるものと思われる。今後の対策として、商工会と連携をし、現状で町内業者を主に新たな出店者を見いだすよう努めていく。

次に、北栄通と既存商店街との関連についてだが、北栄通は本町中心市街地での狭く

て複雑な道路網の円滑な確保等、都市計画道路網確立の一環とし、中心市街地内の円滑な交通機能を担う路線である。このような路線の整備とあわせ、空洞化傾向にある中心市街地商業の活性化を図るため、商工会並びに既存商店街である本通振興会と連携をとり、個性的な店舗づくりを促進し、商店街共同施設の整備や空き店舗の新規活用を図りながら環境の整備に努めていく。

心の教育の現状について

問 昨年から続いた一連の少年犯罪や最近の毒物混入事件は、これまでの教育のあり方や社会のモラル等のあり方について、改善しなければいけないということを痛切に感じさせている。そこでまず、学校教育法施行規則には、総授業時間が定められているが、教育計画上は何時間を予定し、結果はどうだったのか。また、特別活動の時間、道徳の時間を伺いたい。更に、同規則では、中学校の教育課程は必修教科、選択教科、道徳及び特別活動、この三つについて指導計画の作成と届け出を義務づけているので、その内容を伺いたい。



今、社会で取り上げられている心の教育の中核をなすものは、学校内外における先生の指導も重要だと思いが、学習指導要領に定められている特別活動と道徳の時間であると考えている。中学校で使っている道徳の教科書は、法的にはどういう扱いなのか。この本をどの程度履修しているのか、学年別に伺いたい。また、小学校では、この教材がないと聞いているが、なぜなのか。一部にはビデオなどの視聴覚教材を使用していると聞くが、どのような内容なのか伺いたい。

教える先生の取り組み姿勢もあるが、扱われている中学校の内容は子供たちの心の教育に充分に足りるものだと思うし、これが小学校中学校一貫してなされるならば、すくなくとも現状は回避できたのではないか。

子供たちの心の教育を徹底させ、今の社会風潮を是正するため、学校現場で法に定められていることを満たして努力されているのか、また、一般的に今の子供はモラルが低下していると云われるが、学習指導要領の精神と教育現場の現状を考えた場合に改善すべき点はないのか、あれば

具体策を伺いたい。

**教育長** 学校教育における心の教育の充実、道徳教育のあり方に深くかかわるものであるとの認識に立ち、その充実を図るため、常に指導の重点を掲げ、学校の全教育活動、すなわち教科、道徳、特別活動の三領域を通して、人間のあり方や生き方についての自覚を深める教育の推進に努めているところである。

道徳や特別活動に関する各学校の平成九年度教育課程を見ると、道徳については平均で、小学校三十四・六時間、中学校三十四時間である。特別活動については小学校五十六・三時間、中学校六十三・二時間となっている。また、教育課程編成の届け出の主な項目は、学校経営の重点並びに学校経営の方針、研究課題、運営組織、副読本、諸テストの種類、年間授業時数、そして月別学校行事一覧などとなっている。

次に、道徳の資料は教科書検定によるものではなく、一つの資料として、校長の責任のもと選択しており、小学校を含めた町内十二校とも何らかの形で指導資料を採用している。その他の資料として、ビデオ、あるいはテレビ等が

ある。

次に、道徳教育の成果の可否というのは、教師の意識や指導力によるところが多いので、常に改善の意識の持続が求められる。それは、指導時間の確保、特別活動における実践的、体験的活動の重視、心に響く教材の選択、ディスカッションを取り入れた指導、そして、地域住民の道徳教育に対する関心と強力が必要であると考えている。

**問** 学校管理規則には、準教科書、あるいは副読本の使用と規定されているが、資料という意味はどう云うことなのか答弁願いたい。また、道徳の小中学校の一貫性については、例えば、中学校で問題行動を起こすと、小学校の時からそう云う子だったという議論も出てくるが、やはり特別活動、道徳のあり方というのは、小中学校一貫性をもつ必要があると思う。教育委員会として子供たちのモラルの向上という部分で、学校の現場を通じてどう指導していくのか伺いたい。

**教育長** 先ほど資料と答弁したが、準教科書として理解しており、届け出も受けている。また、小中学校の道徳教育の一貫性については、計画的、

発展的な指導により、発達段階を踏まえて、道徳の実践力を育成することが出来ると考えている。

#### 家庭と学校の

**役割分担をどうするのか**

**問** 中央教育審議会は地方教育行政改革についての答申を出した。どう受け止め、このような報告になった社会的背景をどう感じているのか伺いたい。

次に、家庭や学校の役割についてだが、私達父母の問題として、教育イコール学校教育と考えている人がいたり、わかっている学校に期待してしまう家庭もある。そういう意味で、まず家庭が、学校教育は教育の一部でしかないということを再認識するよう、教育委員会として取り組む必要性があると思う。家庭、学校、地域に対して最低限これだけはこうして欲しいというものはつきりと示すべきと思う。今後地域社会に何を期待し、どういう連携をとろうとするのか、また具体的な取り組みとして、教育委員会は生涯学習推進計画の中でどのように実施しようとするのか伺いたい。

次に、乳幼児から中学校ま

での一貫した育成方策についてだが、この春の中教審の報告は、過保護や過干渉、育児不安の広がりがやっつけへの自信喪失など、家庭教育の問題は無視できない状況だという認識に立って、家庭のあり方について具体的提言を行ったとしている。将来を見据えて、青少年のモラル向上のため、改めて家庭、地域、教育機関が分担して行うことを明確にし、細部にわたって情報を流し続けるということや、そのための機関が必要だと思いが、どのような支援体制をとろうとされるのか伺いたい。

また、生涯学習推進計画により、次の世代を育てている若い保護者に対して、どのような具体的施策を展開するのか、あるいは、幼児の心の教育をどのようにされたのか伺いたい。

**町長** 子育ての支援についてだが、乳幼児の健康と子育ての悩みなどに対応できるよう、父母が安心して子育て出来る環境をつくることと考えており、教育委員会と福祉部門との連携を密にし、子育て支援の推進を図る生涯学習推進計画を進めるため、なお一層連携を強めていく。

**教育長** 中央教育審議会の答



申は、二十一世紀に生きる子供たちのために、具体的な活動を子供たちの目の前に示していこうと呼びかけているところに大きな意義があると把握している。特に今回の答申は、家庭にそのあり方を問いつけた意義は、大変大きいものがあると思われている。

次に、学校と家庭との役割分担に関しては、基盤となるのは相互の信頼関係であり、お互いに子供を主体的に育てていこうという主体性と、それに立ち向かう意欲が前提である。役割分担は何と云っても、共通な理解と行動力を前提とすることが大事であり、情報交流など、そのあり方についていろいろと工夫していきたいと思う。また、地域との連携については、少年の意見発表会及び青少年健全育成市民の集いを開催しているところである。今後においても、社会でたくましく生きていくためには、様々な場で人々の交流や自然体験の活動を豊富に積み重ねる中で、自己を見つめ、可能性を広げていけるよう、家庭、学校、そして地域社会との連携、あるいは融合を図ることで進めていきたい。

次に、一貫した育成の方策

については、子育てで悩みを持つ親に対する相談や情報提供と、特に父親の家庭教育への積極的な参加など、子育てにかかわる支援体制の整備を図るとともに、子供を持つ親

## 生活環境や教育施設の整備状況は



川村 勇 議員

### 生活環境整備事業の

#### 取り組みについて

問 日常生活を人間として営む以上、必要欠くことのできない大きな要素は水の問題である。幸いにして、本町では水道事業が発展しているが、最近、住宅が密集している地域等では「水の出方が悪い」また「水圧が低いような感じがする」としばしば耳にする。水の出方が悪く、水圧が低いのは私も素人の考えであるが、水道管が布設されて相当年数がたっていたり、管路の太さが関係していると考ええるが、担当部局ではどう考えているのか伺いたい。また、こ

と地域の子育て経験者との交流や、子育て支援グループの育成等、そして学校、幼稚園との連携もあわせて行っていくたいと考えている。

れに関する相談、苦情、要望等があると思うが、対応はどのように考えているのか伺いたい。

次に、下水道事業と関連する生活環境整備事業についてだが、平成八年六月議会で合併処理浄化槽の問題について質問した経緯がある。そのとき、順次時期的な取り組みをしながら、早急に取り組みをしていきたいと答弁されている。農村地域に対しての水洗化トイレの普及を図るため、この合併処理浄化槽は、その後どのような取り組みがなされたのか、設置場所とか、戸数等を伺いたい。また、生活

をさらにレベルアップするために、生活のしやすい整備をするわけであり、今当別でいわれている住みよいまち、住んでみたいまちというスローガンにもあつたような対応をしなければならぬと思う。

今後の取り組みについてはどのように計画をしているのか、また、この地域にこういう施設をしたいという考えがあれば、地域等についても伺いたい。

町長 水道の水圧の関係については、主な要因として局部的な人口増加による配水関係の不足、漏水等が考えられ、これら解消に向け、平成五年度から老朽管整備並びに漏水調査も進め、さらに、配水管の増径、増設、または網目式にするなど、相互に連絡させる整備も進めている。また、苦情相談等については、幸いにして特出する案件はないが、今後とも適切に対応していきたい。

次に、合併処理浄化槽整備事業は全町にわたり、対象世帯が約九百三十世帯に及ぶことから、多額な事業費と長期にわたる計画的な取り組みが必要であり、国及び道の補助を受け、さらに起債等の財源確保に努め、財源計画を見極

めた中で、公共下水道事業との整合性を図りながら、第四次総合計画の位置付けをし、総合計画審議会の審議をいただき、早期に事業開始ができるよう努力していく。

### 西当別中学校の増設計画の取り組み状況は

問 西当別中学校は、平成十一年に校舎の増設がされると伺っているが、計画に対してPTAや学校からの要望事項は、どの程度組み入れられているのか。また、要望事項になつたと思うが、最近に影にならないように「そして、「明るい環境のもとで勉強ができるような施設」という話が出ていたが、こういうことも含めて、取り入れられた内容になつているのか伺いたい。また、西当別地区は宅造等で生徒数も相当増加すると予想されるが、来年の設計完了に向け、基本的にこういうものを十分に考えて対処されているのか伺いたい。

教育長 現在教育委員会の素案を作成し、学校と協議しているが、西当別中学校は将来十二学級規模まで対応可能な校舎として、これに必要な普通教室、特別教室、図書室、



特殊学級教室等の配置を考えている。また、本年二月、PTAの方々から要望書もいただいているところであり、内容等十分検討し、実施していく。

### パークゴルフ場の建設について

問 パークゴルフは今や遊びではなく、老若男女を問わず健康保持、体力維持上、軽便であり、利用愛好者が増大しているが、このような現況をどう思っているのか伺いたい。当別にあるパークゴルフ場は、当別川の河川敷地に一カ所と、下川公園の五ホールがある。その他に道民の森にあるが、距離が非常に遠く車のない人は、使用できない状況である。町として、パークゴルフ人口が増えた場合、その対応を考えているのか。また、西当別の関係者については、JRを利用しながら当別の河川敷地まで来ている状況である。前回の私の質問に、町長はゆうゆう公園に作りたいと答弁しているが、それまで待てない状況ではないかと思うので、西当別地区に早急に建設すべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

他市町村の管理体制等を見



12学級規模へ増築される西当別中学校

てきたが、かなり町が中心になって発想をし、あるいは観光協会や建設協会、または第三セクター方式というような民活を利用して管理運営をしているところが沢山ある。町として、こういう方法も考えてはどうか。また、町内のパークゴルフ人口を、教育委員会所轄としてはどのように把握して、昨年の利用者は何人なのか伺いたい。

次に、アウトドアスポーツの施設についてだが、私の青年時代は、スポーツに関して石狩管内でも常に栄光を保持してきた町である。現在は、施設の活用、利用等が、以前から見ると相当激減している

のではないかと。若葉球場や当別中学校の陸上競技場の現在の使用状況を伺いたい。また、管内的な大会が当別で開催出来る状況になっているのか。設備の関係、補修の関係についても伺いたい。

最後に、今新しいスポーツがどんどん普及発展してきているが、これらの新しいスポーツに対する施設について、どう考えているのか伺いたい。

町長 パークゴルフは、手軽なスポーツとして年々愛好者が増えていると認識している。また、西当別地区におけるパークゴルフ場の新設については、用地取得が先決であり、河川敷等が考えられるので、河川管理者と協議をしていきたい。管理運営方法などにつ

いても提案があったが、併せて検討していく。現在のパークゴルフ人口は、町内にいくつものサークル等があり、活動しているときいているが、正確な人数は把握していない。また、昨年のパークゴルフ場利用者については、体育館横のきららパークゴルフ場で四百九十六人、河川敷のフラワーパークゴルフ場で、千六百二十一人で、用具貸し出しによる集計であり、個人が用具持ち込みの利用者を含めると、さらに増えるものと考えている。

なお、パークゴルフ場管理運営についての指摘だが、教育委員会としては、関係部局及び団体と十分連携をとって進めていきたいと考えている。

新しい総合計画が、今すぐ必要なのか、社会情勢の変化だけの説明では済まされない、行政的、政治的責任は全くなかったのか伺いたい。また、第三次の最終年平成十三年の人口目標は二万四千人だが、今現在町長は、平成十三年の人口をどのくらいに想定しているのか伺いたい。

二点目は、総合開発計画審議委員に議決機関である議会

## 西当別小学校に

## プール建設を



島田 裕司 議員

新総合計画の必要性は  
問 来年の平成十一年からは

新しい総合計画でまちづくり  
をするということであるが、



から議員を委嘱している。全部で何人の議員が委嘱されているのか。一般町民から見ると、議会の議決を得やすいようにしているとか、議会対策ではないのかと、そのように言われたいためにも、見解を伺いたい。

三点目は、新総合計画の策定に当り、町政懇話会や住民意向調査、まちづくりプランなどの募集を行い、町民の願っている町の将来像や人口想定についても、今回諮問した中身には住民の意向が十分配慮されていると思うが、審議会には、町の将来像や目標人口についてどのように諮問されたのか伺いたい。

次に、災害に強いまちづくりについてだが、過日太美地区で大地震を想定した防災訓練がおこなわれたが、今後毎年各地で、防災訓練が計画的に行われるのか伺いたい。また、今回の反省点も併せて伺いたい。

二点目は、吹雪対策の必要性はだれしも認めているが、特に、西部地域では、道内では有数の吹雪の地帯でもあり、太美市街地から札幌大橋までの各町道の防雪柵の不備が目立つ。町道十七線、南三号から南四号の間、南二号、

十六線から十四線の区間、十五線、南二号から南四号の間これらの路線の危険地帯の防雪柵の計画はどうなっているのか。ぜひ早急に設置すべきと考えるが、見解を伺いたい。

三点目は、吹雪のため、町道の交通止めや解除の判断、吹雪による孤立車両の救出体制について伺いたい。

四点目は、洪水対策についてだが、道路側溝の清掃、汚泥の除去等についてはどうなっているのか、また、道路横断管の破損しているようなところをどう対応するのか伺いたい。

次に、インターネットを活用したまちづくりについてだが、全国各地の行政が行っているインターネットを活用し、町内外の情報の収集や、町のPRを含め、各種の情報を幅広く発信すべきである。当別町では、取り組む考えがあるのか。また、ホームページをいつ開設する予定なのか伺いたい。

町長 第三次総合計画を見直す理由は、人口増加だけではなく、急速に進む少子・高齢化、情報化社会等社会情勢の変化に対応したまちづくり計画樹立の必要性から、見直しをするものである。また、想

定人口については、総合開発計画審議会に諮問しているの

で理解願いたい。

二点目の総合開発計画審議会委員の関係については、議員として五人、団体の代表等で四人の計九人が議会議員から委嘱している。議員の方々の審議委員への任命については、条例第三条の学識経験を有するものの範囲から判断し、任命している。

三点目のまちの将来像、目標人口、土地利用に対する考え方については、現在審議をいただいている途中のため、それら諮問事項については、現時点で説明できない。

次に、九月八日実施した防災訓練の反省点についてだが、訓練の進行上や会場設営、連絡体制の点で反省するところがあるが、「いい経験になった」「継続して欲しい」という声も多くあった。今後も町民と行政が一体となって毎年継続して、防災に取り組む体制づくりを進めていきたい。

次に、防雪対策については、今後とも道路上の吹き溜まり、地吹雪状況等を勘案して、西部地域も含め、吹雪の常習地帯の防雪柵の設置を計画的に実施していく。また、国道及び道々についても、年次の

に設置されているが、さらに防雪柵を含めた強い要望をおこなっている。

次に、雪害による孤立車両の救出体制についてだが、町道交通止めの判断は、国道、道々の管理者相互の情報交換、警察、住民の情報に基づき国道、道々、町道の交通の関連性を考慮しながら判断している。また、孤立した車両が発生した場合、町有車両の出勤並びに各工区の除雪委託業者に依頼し、救出に対応している。

次に、洪水対策として、常習的に水をつく道路側溝の対応が万全かとの質問であるが、議員指摘の通り、取りつけ道路の排水溝がぶれてい

る箇所及び側溝の汚泥により水の流れが阻害されている箇所があるので、早急に調査を行い、急を要するところから順次道路整備事業及び維持事業の中で対応していきたい。

次に、インターネットの活用については、本町においても、来年度にはホームページを開設し、インターネットによりアクセスし、町の活性化、振興などに向け設置できるよう努力していく。また、商工会でもインターネット活用情報交流事業を検討しているこ

とから、連携を取りながら進めていく。

#### 教育行政について

問 公民館は、築三十六年

今や生涯学習の場としての環境は、残念だがいい状態ではない。図書館においても、今の時代のニーズに合った図書館とは到底言えない。建て替えの時期が来ていると思うが、文化センター建設の関連性があるのかその辺も含めて伺いたい。

次に、青少年会館も築十九年で、公民館と同じく老朽化が進んでいる。コミセン完成後は利用率も悪く、特に体育施設は空いている日が多いと聞いている。各種サークル活動が出来る部屋や、老人の方にも気軽に利用できる多機能な施設に早期に建て替えるべきではないか。太美の中央東、西、南、北の各町内会の会館の利用もできるような施設を地域住民が望んでいる。このことについて、どう考えているのか伺いたい。

次に、西当別小学校の校舎は、三年ほど前、念願の増築がされ良好な環境の教室で勉強しているが、体育館は以前のままで、非常に狭くなっている。入学式、卒業式、学芸



発表会、それらの行事等には、生徒の時間差登校などにより対応していると聞いている。更に、二十四学級まで対応した学校にしたいという教育委員会の考えであれば、なおさらその環境は今後悪くなるのは当然である。早急に体育館の増改築、あるいは建設に向けて、計画をしなければならぬと思うが、教育長の考えを伺いたい。

次に、学校水泳プールは西部地区では、西当別中学校に一カ所あるだけである。小学校の水泳学習授業は、一時間も準備と移動に費やされ、雨や台風のような日は中止になると聞いている。体育館同様早急にその対応を教育委員会ですべきではないのか伺いたい。

次に、第三次総合計画では町立幼稚園を統合するという考えがあったが、今ほどのような基本的考えを持っているのか。また、西当別地域に町立、私立を問わず、設置したいという、先の議会答弁があったが、今でもその考えは変わっていないか伺いたい。  
**教育長** 公民館、青少年会館は共に老朽化も進んでいるが、計画的に修繕等を行い、利用者にはできる限り不便を



増築が望まれる西当別小学校体育館

かけないように進めており、今後とも同様の考え方で対応していきたいと考えている。また、公民館と文化センターの関連については、文化センター建設後に関係機関と十分話し合い、どのような活用が最良なのか、検討したい。なお、青少年会館の建て替えについては、西当別コミュニティセンターがあるので、現在はこの施設の有効利用を図る中で、住民への対応サービスをしていきたいと考えている。

のプールを利用していただき、利用その他の経過を見ていく中で考えていきたい。  
 次に、西当別小学校の屋内体育館の増築については、体育館の敷地面積等の問題もあるので、ぜひご理解願いたい。  
 次に、当別、鉄北両幼稚園は、児童の減少が見受けられないことから、両幼稚園とも引き続き運営していきたい。また、西当別地区の幼稚園設置については、公立、私立を問わず、その考え方は変わっていない。今後も、道学事課と協議をしていきたいと考えている。

**問** 青少年会館は、十分に活用されず、日中は空いており、プレイハウスがほとんど利用しているだけである。駐車場についても、舗装がけたり、非常に危険な状態だ。そういった点もあわせて、どうするのか伺いたい。また、公民館は、文化センターが出来ても残すのか、明確に答弁願いたい。

次に、西当別小学校の生徒や西当別保育所の子供たちは、なぜビニールの水槽で水浴びをしなければならぬのか。均等な教育を与えているとは思えない。もう一度検討して答弁願いたい。

次に、西当別小学校の屋内体育館についてだが、体育館の面積は文部省の基準と比べてどうなのか伺いたい。  
**教育長** 公民館については、存続も視野に入れた中で、活用方法等について、考えていきたい。また、青少年会館の利用については、コミセンを最優先に利用いただいているが、青少年会館の利用を希望する団体等がある場合は、利用しやすいように対応している。

次に、西当別小学校のプールについては、地域の強い要望を受け、西当別中学校プールを大改修した経過もあり、現時点での建設は困難である。又、体育館については、基準の面積はないが、国庫補助を受ける場合は、学級規模からは、千二百五十八㎡であるが、町内各小中学校の屋内体育館も国庫補助を受けて整備する場合の面積には達していないのが実態である。西当別小学校は、急増期における大きな課題であると考えている。

## 将来構想に基づく

### 行政執行を



千葉 庄康 議員

#### 建築確認について

**問** 通告案件に入る前に、昨年十二月の議会にて教育委員長に中・長期計画について質問したことについて、現在はどうのような状態になっているのか伺いたい。また、六月議会の時に議長預かりになった、

監査事務室の職員の兼務の関係についても答弁願いたい。  
 次に、土木行政の建築確認については、建築確認というものは、どう云う形で、誰が確認をするのか。これは、実際に当別であったものだが、借地に家を建て、保存登記を



しようと思つたとき、借地の境界をはみ出していて保存登記ができないことが判つた。これは何を建築確認しているのか。建てた人、借地した人両方のミスである。建築確認の時に、発見できないのか。これからの体制も含め、町長の考えを伺いたい。

**町長** 監査委員事務室の補助職員の関係だが、監査結果の判断は、二人制の機関である監査委員の合議が原則であり、監査委員の独立、公正、中立性は、補助職員の兼務の有無によつて左右されるものではないと認識しているが、新しい代表監査委員また議選の監査委員と相談し、その意向も含めて明年度へ向けての検討課題と認識している。

次に、建築確認申請は建て主が申請をし、その設計は建築士が設計することになっている。その申請により、建築基準法に基づき建築主事が申請書の図面審査により、適法と判断した場合、申請者へ確認通知を交付することとされている。また、工事完了検査のときの現地での確認については、関係者との立ち会いのもと、申請書と照らし合わせをやっていく。執行体制については、現行法上は現体制で

対応することと可能と判断をしている。

なお、通告のない案件については、これから準備をすることは相当時間がかかると思われており、限られた時間内に答弁は無理と思われるので理解願いたい。

**問** 建築確認の問題だが、こういうことは今後も起こり得る可能性があるから、改善の努力が必要ではないのか。建てた家を保存登記に行こうと思つたら他人の土地だつたと、これは大変なことではないのか。

**町長** 今後は、建築確認の申請時において、設計者に対する設計内容の審査及び建て主の意向を確認し、また土地の経過等についても明確にするよう指導徹底するとともに、建築物の建設に関する注意事項を記した文書を配付するなど、適正な建築指導行政に努めていく。

**新ゴールドプランの**

**進捗状況について**

**問** 今まさに高齢化社会であり、また少子化社会でもあると言われる今日である。国がゴールドプランを打ち出して、これからもそれに基づいてしなければならぬ。当別

町でも、ホームヘルパーだとか色々なことをやっている。それは評価をするところは評価をするが、在宅サービスというものは、どう云うものが位置付けされているのか。

当別町として、この新ゴールドプランの中では、介護保険事業の運営の広域化はどこまで進んでいるのか、それから、民がしなければならぬこと、官がしなければならぬこと、官がしなければならぬこと。当別町が補助を出している事業もある。全部が全部承知している訳ではないので、広報を通じて、PRした方がいいのではないのか。

また、施設サービスの場合、医療法人だとか、福祉法人でそれぞれ検討をされている面が多々あると聞いている。当然自分の自治体で病院を持つことも不可能なので、法人関係がしようとするとき、指針をもつて指導していくやり方が、最も効果的ではないのか。今後の指導体制またそれに対してやる意欲の表れをこの議会ですべて示して欲しい。

**町長** 町が実施している主な事業は、在宅サービスでは直営にて、ホームヘルプサービス、日常生活用具の給付、民間委託により訪問入浴サービス、緊急通報サービス、在宅



今年度設置された訪問看護ステーション  
在宅介護支援センター

訪問歯科サービス、給食サービス、除雪サービス、訪問サービスなどを行っている。また、施設サービスでは、老人保健施設によるデイケア、ショートステイの利用、特別養護老人ホームには、ショートステイ、ナイトケア、施設入浴サービスを委託実施している。また、本年度は、老人保健福祉計画の達成に向け、ホームヘルパーの増員、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターの設置や家庭での介護力やボランティア活動のため、ホームヘルパーの資格取得に対する講習料の一部補助制度を行っており、多くの方に利用をいただいている。こ

の計画で、まだ未実施となつているのは、デイサービス事業と高齢者福祉センターの建設だが、デイサービス事業については、平成十一年度実施予定、高齢者福祉センターの建設については、保健や福祉のサービスが一体的にできるような複合施設として、平成十二年度をめどに建設するよう努力していく。このことから、当別町老人保健福祉計画は、高齢者福祉センター建設の多少の遅れはあるが、ほぼ達成できるものと考えている。また、介護保険制度の円滑な運用に必要な事前準備として、介護サービス体制整備モデル事業を新篠津村と広域的に実施し、要介護認定や介護サービス計画の作成等の課題や対応に関する研修を実施することとしている。更に、福祉法人や医療法人の設置する施設の民間活力を積極的に活用することを視野に入れながら、福祉サービスのより一層の充実を目指して取り組んでいく。なお、医療機関の業務指導や設置の指導は保健所の所管であり、保健所と密接な連携を図りながら住民の利用が充実され、また住民の利便性が図られるよう進めていく。

次に、広域的な取り組みに



については、隣接市町村の医療情報の提供に努めるとともに、札幌圏地域保健医療対策協議会や関係機関団体と十分連携を図り、住民が安心して保健医療サービスを受けることができる体制づくりに努めていく。

**新年度予算について**

問 青山の町有牧野や町有地は、今後どうするのか。私はきれいでいい水を飲みたいと思っている。これはだれしもが同じではないのか。牧野を止めた場合は、もう少し植林をし、きれいな水資源確保をすべきではないのか。これは新年度予算にかかることである。町有牧野は道に買ってもらうのか。

新年度予算は、福祉行政にウエイトをかけなければならぬ状態であり、構想を立てやっていると。町民の意向をくむために、懇談会等を実施しているのではないか。新年度予算というものは、あらゆる方向から将来のまちづくり、または将来構想の中からつくっていかねばならないと思うが、今現在、部課長に指示を出しているのか。国や道に補助要望するのは、七月ごろだと思うが、補助金の

効率、効果を上げるよう努力しているのか伺いたい。

町長 町有牧野については、道民の森民間活力導入事業中止に伴い、現在北海道が町有牧野を含めて振興策を検討中であり、現時点での牧野の売り払い等について協議がないので、その方針が決定していない。道から牧野の利用計画を示された場合でも、当別町

の畜産振興上からも支障のないよう取り進めたい。

次に、新年度予算編成方針については、例年通り十一月の策定を予定しており、その時点で部課長等への指示をする予定である。現下の経済情勢や減税方針が打ち出されるなど財政運営上不透明な部分が多くあり、現時点では、予算組みの見極めが難しい状況

**切実な町民の声に**

**応える町政を**



柏樹 正 議員

**町民本位の政治を**

**どう進めるのか**

問 七月の総選挙で私ども日本共産党は、当別町内でも多くの支持を得た。日本共産党千九百九十五票、紙智子さんも二千五百五十八票で二十七%であった。これは、政治を変えたいと云う国民の願いであり、国民に遊離した政治に対する痛烈な批判だったと考えている。そういう方々の

意見が、当別町政に対しても出てくるものと考えている。

私たちが共産党は、当別町の市街住宅地、一部農村地域、そして西当別の一部住宅街を対象に、アンケートを実施した。国政に対し、消費税5%については、八十三・八%の方が「三%に戻すべき」あるいは「廃止すべき」としている。伊達町政に対する質問には、「よくやっている」「まあまあ

にあるが、保健福祉施設など当面の課題となっている事務事業について、緊急性と効果などから計画検討しているところである。今後とも計画的、効率的な事業確保に向け鋭意取り組んでいく。

問 国の場合は十二月の二十日前後には、大蔵内示が出る。自治体は、国の予算とか、道の予算とか、これをいかに

効率的、効果的に町のため反映出来るか全知全能をかけてやるのが、本来の姿ではないのか。

町長 国、道への補助要望については、今後も計画的かつ効率的な事業確保に向け、各要望段階、機会を的確に見極めながら、今まで同様に私みずから積極的な要望活動を進めていきたいと考えている。

だと思う」が五十三%を超えた一方、「不満である」と答えた方も二十七%あり、率直に批判として受け止める必要があると思う。また「わからない」という答えが十八%、無回答も二%あった。これは新しく町民になって、町政についてよくわからないという方が入っていると思う。町政を身近に感じさせる町側の努力が求められているのではないのか。

当別町の予算の使い方については、「開発も必要だが、福祉や教育、暮らしの向上を願う」との意見が圧倒的に多く五十六・六%を占めた。また「無駄遣いや不要不急の事業が多い」が十八%、「農林や商工の振興」が十六%となっている。そして、特に力を入れ

て欲しいトップは「特別養護老人ホームの整備」である。現状は、三十人からの方が待機をしていると聞くほど特別養護老人ホームに対する要望やあるいは、福祉施設の整備を望んでいる方が非常に多く見受けられた。更に、「国保税の引き下げ」を望んでいる方も二十一%いた。「当別を本当に住みたいと思う町にして欲しい」「働く場所がない当別では、ぜひ活気のある町にして欲しい」「当別の駅に降りたら非常に寂しく感じる」こうした率直な声にどう応えるのか。

町長 独自のアンケート調査を基にして、町政の評価についてだが、二十七%の方々が不満であると回答された結果については、私のマイナス評



価として素直に受け止め、町政執行を通じて、プラス評価を受けられるよう職員ともども努力していく。また、その他の結果については、真摯に受け止め、町政執行に努めていきたい。

#### 介護保険に対応する

##### 老人福祉対策について

問 福祉に対する期待は、特に高齢者が増大することと相まって高まってきている。現在の福祉施策をそのまま介護保険に当てはめた場合の試算として、浜益村では介護保険料が六千円にもなると説明している。当別町でも、国保税すら払えない人が増えているのに、大変切実な問題である。国は介護保険導入によって、現行の老人福祉法関連や地方自治体の福祉対策を、整理させようとしているのではないかと思うが、少なくとも現行の事業の維持向上を約束し、また、その負担を町民にかけるべきものではない。町長の基本的な考えを伺いたい。

次に、ケアマネージャーの試験が行われるが、この資格を取るということは、重要である。町として何人確保する予定なのか。また、ホームヘル

プ事業が行われている現在、八十三%の方が無料で受けているが、これはすべて有料になる。保険料や利用料の減免制度はどうなるのか。まだ国は示していないが、減免に要する費用を国や都道府県、市町村の公費によって賄う、そういう要請運動を今からすべきではないのか。更に、関連事業の基盤整備事業状況や具体的な計画を作る段階で、住民参加をどう進めているのか。そして、介護保険制度での介護支援事業者や指定居宅サービス事業者の指定を、町自身が受けるべきと思うが、どう考えているのか。

次に、厚生省の考え方で重要なことがある。福祉や医療の分野をこの介護保険を通して、市場の原理にさらすと云うことである。例えば、特別養護老人ホームや訪問看護ステーションを株式会社として認める。株式会社になると営利目的で患者を追い出すことになってしまう。更に、老人福祉法関係から介護保険法への移行の問題もいまだに不明確な部分がある。誰の立場に立つのかということが問われてくると思う。本当に深刻、真剣、切実な問題である。具体的な姿勢の問題として町長

に伺いたい。

町長 介護保険料の決定は、介護サービスの提供体制や町民の生活実態等を十分に考慮して慎重に検討し、減免については、保険料の試算後に道及び管内市町村の動向をみながら、さらに自治体の財政力の問題を抱えているので、国及び道の財政支援の要望等も続けながら検討していく。また、ケアマネージャーの確保については、町で受験できる対象者は六人なので受験させ確保に努める。

次に、住民参加による介護保険事業計画については、高齢者実態調査や地域説明会を開催し、町民の意見・要望を



ホームヘルパーの業務打合せ会議

取り入れながら、医師会、福祉関係者など住民の代表者で構成する協議会を設置し、色々な立場から検討をし成案をしていきたい。また、介護保険制度の対象にならない老人福祉法に基づく老人保健サービスについては、今後十分検討していきたい。

次に、ホームヘルプ事業等を自治体が実施する場合は、居宅サービス事業者の指定が必要であり、指定に向け介護支援専門員の資格取得に努めていく。また、ホームヘルプ事業は町直営以外想定していない。なお、今までの町のホームヘルプ事業で培った相談業務等については、引き続き提供出来るよう体制の整備をしていく。

#### 町の雇用対策

問 北海道の雇用失業情勢は有効求人倍率が〇・三三、完全失業率四・七%と極めて厳しい状況にある。特に、建設季節労働者は雇用保険被保険者七月末で八千三百人減少した。仕事につけないと季節労働者の場合、一時金取得が危ぶまれている。こういう人たちのために、国や道に対する要請をしているのか。町内の学校や公営住宅に対する修繕

改修など生活密着型の公共事業を必要としていると思うが、これらに対する見解を伺いたい。

町長 季節労働者の雇用状況も厳しい状況であると認識している。

町としては、季節労働者の生活安定のため、国の援護制度の拡大について要請運動を行ってきたが、今後も引き続き訴え、町の公共事業も早期発注に努めていく。また、学校や公営住宅の修繕等の発注については、公共事業による労働者の就労について、発生の段階で受注者に対して、雇用の場を確保するよう要請をしていきたい。

問 当別の働く者、季節労働者問わず、現実に賃下げの実態や就労を希望しながら働く場所がない、こういう事例が当別町に起きている。国や道への要請のみならず、町として仕事の確保に対する努力をすべきではないのか。

町長 町内企業の状況事例があったが、今後商工会などを通じ実態調査をしていく。また、就労の場確保については、道とも協議をし、支援を得ながら、独自の工夫を検討していく。



希望どおりに入れる

プレイハウスを

問 殺傷事件やいじめ、不登校、幼児虐待、覚醒剤や少女売春など、子供たちが置かれている現状は極めて深刻である。子供の自主性を押さえ込み、押しつけ一本やりの学校運営を改め、わかる授業や楽しい学校づくりを進めるための改革が今求められている。三十人学級の実現など教育環境の整備が必要となっている。中央教育審議会答申では、一学級四十人の画一的な編成を改めて、地方自治体による弾力的な運用を可能にするよう提案しているが、財政的な裏づけを国が示していない。道に対して積極的に働きかけをしていく時期に来ていると思う。一人一人に行き届いた教育をと切実な声が届いているが、教育長はどう応えるのか伺いたい。

次に、プレイハウスについてだが、今年予定数枠を超えて希望通りに入れない問題が発生した。限られた施設の中で、教育委員会も苦勞をしていると思うが、施設の拡充などに向けて早急に対応すべきではないのか。枠を増やすには、青少年センターでは狭すぎるという問題がある。当別

小学校付近にもう一箇所場所を探してはどうか。また、土曜保育についてだが、これは共稼ぎで土曜日働いている方が沢山いる。早急に対応できないのか伺いたい。

教育長 三十人学級を可能にする今回の中教審の答申内容は、検討すべき価値があると

思っている。法整備に向けて市町村会等関係機関を通じて、地方に負担を委ねるのでなく、国の責任で見直しをするよう、強く働きかけをしていく。

次に、プレイハウスについてだが、青少年センターにおいて、八十一人の児童がそれぞれ活動をするには精一杯の状況で、定員増は不可能であると判断せざるを得ない。また、他の場所への増設については、適当な場所に利用可能な施設はないか模索しているところだが、現状としては厳しい状態であり、土曜日の開設と併せて今後の検討課題とき

## 町民のため まちの活性化を

高 谷 茂 議員



幸町区画整理事業

について

問 事業計画書の資金計画の中で公共施設管理者負担金の

項目があるが、なぜゼロになったのか、その理由を補助採択基準に照らし正確に答弁願いたい。また、事前協議では負担金をどのように積算をし、その事前協議には誰が出席したのか伺いたい。

次に、公園についてだが、先の議会で町長は、区画面積の三%以上の公園をつくらなければならぬと答弁しているが、三%と施行令で規定されているものを、なぜ二%にできるのか、その根拠を伺いたい。

次に、補助事業で行う区画整理事業では、何を根拠に保留地を必ず設けなければならぬのか、明確な根拠を示していただきたい。また、区画整理事業を決定するまでの経過の中で、いつ都市計画の案を策定して、いつ公告され、

都市計画決定がいつ行われ、事業計画がいつ決定されたのか伺いたい。

町長 公共施設管理者負担金については、町としても国道管理者である札幌開発建設部に対し、公共施設管理者負担金の対応を求め、協議をした経過はあるが、現国道三三七号に変わる道央圏連絡道路当別バイパスが事業化されており、公共施設管理者負担金に

平成五年二月札幌開発建設部道路調査課課長補佐と、町としては当時の担当部長とが協議している。

次に、公園関係については、昭和五十三年四月二十八日付通達による公園にかかわる公共施設管理者負担金の取扱についてに基づき補助対象となり得る対象面積の規定を準用し、人口集中区域に係る地区の場合については、二%を超える範囲とした規定を適用することの承認が得られたので、理解願いたい。また、保留地については、「建設省通達土地区画整理補助事業の執行について」において、国庫補助額の基本補助基本額を算定するに当たっては、総事業費から保留地処分金・負担金等控除額を除いた額を補助基本額としており、土地区画整理事業の補助対象事業地区におい



ては、建設省から保留地を設定するよう指導がなされているので、理解願いたい。

次に、経過については、平成七年度に都市区画決定作成委託業務を実施し、平成八年四月町の都市計画審議会に諮問し、都市計画の縦覧を六月二十一日から七月五日に行い、その後、都市計画決定を平成八年八月十四日当別町告示第百二十三号で告示した。

また、事業計画については、平成九年三月二十一日から四月四日まで縦覧を行い、その後、十月十三日当別町告示第百八十七号をもって決定の告示をした。これらに関する住民説明会としては、これまで説明会をしているが、特に、平成七年十月二十五日、平成八年七月二日開催をしたところである。

**問** この区画整理事業は、公園については作らなくてもよい場合に当ることは、通達を根拠にするまでもなく、上位法である施行令の規定を適用すべきであると私は考えているが、次に聞きたいのは、この区画整理事業の中で救済することのできない、河川占有者のことである。「この事業を始めるときに、救えない者がいるならば、そこにいる人た

ちを区域から除外して計画を立てて欲しかった」これが河川占有者の本当の思いだと思う。そういうことが、事業開始時点からわかっている、なぜ事業に入ってしまったのか。今まで住んでいた方々の権利は守る。これは、町長が区画整理を進めていくときに、一貫して述べられていることではないのか。また、都市計画決定に当って、公聴会など住民の意見を反映させる措置を講じたと云える、そういう説明会がいつどのような形で行われたのか伺いたい。

**町長** 河川占有をされている方々の対応については、河川管理者が用途廃止をする意向のため、占有されている権利者の意見等も十分に把握しながら、河川管理者に対して、払い先も含め協議をしていく。また、都市計画決定に当っては事業地区が限定されていることから、アンケート調査の実施、説明会等の開催、広報誌の掲載を通じて地域住民に対して、理解と意見をいただいてきたところである。

**問** 町長の私の質問に対する答弁は、一貫しておらず矛盾している。この様なあやふやな事業計画を続けて行くつもりなのか。種をまいたのは、

全部町長である。住民の負担がない、反対者はいないといったが、いま、反対者がいることがはっきりしてきた。町が説明してきたことに、沢山うそが入っていたことがわかってきた。区画整理事業は、住民の合意の形成が一番大事ではないのか。いろいろな状況の変化に合わせて、町長は今後この事業計画を見直す意思はあるのか伺いたい。

**町長** 答弁については、これまでも一貫した答弁をしている。質問者の答弁に対するとらえ方が異なっているものと遺憾に思っているところである。決して議員が発議されるようなあやふやな事業計画ではなく、見直しは考えていない。なお、地域住民の方々の権利義務を守りながら、事業に対する理解を求めていく。

優良田園住宅・

市街地活性化のために

人材育成を

**問** 本年の七月に優良田園住宅の建設の促進に関する法律が出された。国民の多様な生活様式に対応し、潤いのある豊かな生活を営むことのできる田園住宅が、農用地、市街地調整区域内でも建設できるようにになった。市町村の独自

の基本方針を策定する中から、自然豊かな田園空間を資源として再評価し、地域振興活性化を生み出す大きなチャンスを手に入れたものだとは認識している。また、この法律は一面経済対策としての側面を持っており、例えば遊休地の有効利用や、美しい農村景観の整備促進とこういうものにつながるこの法律を、更に一層意味のあるものにするため、田園環境を体験できるようなモデルの施設をつくる必要もあるのではないのか。事業方針の策定と並行して、こういう事業も積極的に進める考えがあるか伺いたい。次に、中心市街地活性化に



市街地にもっと駐車場を

ついてだが、この法律も四月に施行され、田園住宅整備促進法と同じように、その基本計画を立てることが市町村に任せられている。この法律に合わせ、当別町独自の基本計画案策定を本気で取り組む考えはあるのか、また、この法律では、タウン・マネージャーの人材育成も実施するとなっているが、商業を育てていくために、そういう人材の派遣要請を考えているのか伺いたい。

**町長**は、現在の商工会、商店街の組織、町長部局の体制で、中心街の活性化に十分対応出来ると認識しているのか伺いたい。また、冬期間の除排雪、緊急時等を考え、利用されない建物等の跡地を駐車場や緑地として有効利用するよう、町として補助をしなから整備促進を図る考えはないのか伺いたい。

**町長** 優良田園住宅の建設促進にかんする法律については、具体的なものはまだ承知していない。当該法律について道から指導を受け、調査研究し、農林業の健全な発展と調和に即した基本方針の策定を検討していきたい。また、モデルの施設についても、基本方針の策定にかかわる検討を



し、先例地等からの情報等により、今後の取り組みを判断していきたい。

次に、中心市街地の活性化法の施行に関してだが、町独自の基本計画の策定の必要性については、関係部に検討させている。なお、タウンマネージャーの派遣については、中心市街地活性化法による事業を実施することが前提であり、事業の実施について商工会とも十分協議、検討をしていく。また、体制については、新規事業等を実施する場合は、業務量の把握に努め、対応できる体制が必要と考えている。

次に、市街地空き地の駐車場等への有効利用については、街路事業の進行により、沿道の土地形態などが明確になることから、駐車場の必要性も見極めながら検討をしていく。

**ガーデニングコンテストを**

**実施してはどうか**

**問** 最近、町を歩くと商店街にも沢山の花が飾られるようになってきた。当別町は、切り花生産が全道一位であり、花と緑の町推進協議会等に働きかけてガーデニングコンテストを行って、一層の花の町

の定着と促進を図ってはどうか、町長の考えを伺いたい。

次に、サッカー場の建設についてだが、三月の定例議会の答弁では、資料を収集しているとのことだったが、その後どうなったか伺いたい。また、既存の施設の有効利用はできないのか。例えば、栄公

**当別に**

**美しい農村の創出を!!**



**泉亭 俊彦 議員**

**デイ・サービスに**

**民間の協力、必要ないか**

**問** 平成十二年介護保険施行に間に合うように、介護福祉総合センターの建設を計画しているが、町長は述べられて

いるが、その準備はどこまで進んでいるのか。設置場所は決まったのか。規模はどうか。財源のめどはついたのか。そこを維持するスタッフは最低どのくらいなのか。そして、運営の維持費は年間どれくらいなのか伺いたい。また、介

園の夜間照明を利用して、木の配置、芝、整地等をして利用できないのか、また、当別小学校のグラウンドは、夜間照明については、まだまだ改善の余地があり、更に、水はけが非常に悪いといわれている。照明の一層の改善と雨に強いグラウンドの整備を図って

はどうか。そういう考えがあるのか伺いたい。

**町長** ガーデニングコンテストについては、当別の花及び物産などを推進する団体、当別花と緑の町創造事業協議会に諮り、来年度に向け実施するよう努力していく。

また、当別町は、新篠津村と組んで介護サービス計画作成モデル事業を進めているが、経過を伺いたい。

次に、介護保険法の国が示す基準があると思うが、全国レベル、全道レベル、他町村のレベルに比べ、本町の整備度はどうなのか。また、当別町のゴールドプランに基づく進捗状況はどうなのか伺いたい。

次に、なぜ、民間施設にもっと積極的にデイ・サービスの開設を求めないのか。民間は、早急に準備をして、行政負担を軽くすることにつながるのではないのか。

**町長** 複合福祉センターの建設は、平成十二年度をめどに進めていきたい。施設の規模や建築面積等については、現在検討中である。運営に携わるスタッフはまだ決まってい

次に、サッカー場の建設については、施設の適正規模などの研究を含め、現在検討している。

また、既存施設の有効利用については、スポーツ団体関係者等の方々との対話を重ね、改善及び有効利用がなされるよう努めていく。

ない。また、規模やサービスの内容計画に当たっては、保健と福祉の関係機関、団体等関係者による検討も十分行い、作成していく。建設に要する財源は、今のところ地域福祉特別対策事業の適用を受けたと考えている。また、用地については、土地所有者と協議中なので、理解願いたい。

次に、総合保健福祉センターができてデイ・サービス事業は不足するのではないかと質問だが、平成十一年度までに二箇所の設置を計画しており、一箇所は老人保健施設で行っているデイ・ケアで対応しており、現在老人保健施設では一日の利用人数を三十八人として運営し、計画中の総合保健福祉センターの完成後は、場所をセンターに移してデイ・サービス事業を実施することから、サービス



の需要には対応できるものと考えている。

次に、保険料については、介護保険事業計画の策定に向け、実態調査及び要介護者の訪問調査、要介護者の推計、介護の程度の把握、介護の必要度、在宅、施設のサービスの利用度の調査をしているところであり、これらの調査に基づき保険料の試算がされることになる。

次に、介護サービス計画作成モデル事業については、新篠津村と共同実施することとし、取り組みをしている。なお、モデル事業の実施にあたっては、介護認定審査委員会及び介護認定調査員として、当別医師会長、老人保健施設長、特別養護老人ホーム施設長などと協議をし、医師、保健婦、看護婦、介護福祉士などの専門職の推薦をいただき、審査委員会及び調査員として委嘱し、事業を進めている。

次に、本町の介護サービスの整備度については、ほぼ全道平均の進捗状況になっている。また、民間活力を積極的に活用することを視野に入れながら、より一層のサービスの充実に向け検討をしている。

**問** デイ・サービスは二箇所と云うことだが、これから需要が増えてくるのに対応できるのか、再度確認したい。また、厚生省から町をとおして在宅型施設の整備について、協力依頼の公文書が出ているが、民間で協力する意思を持つている法人に対して、町が積極的に指導、助言をして、速やかに進めるようにするのはいかがでしょうか。

**町長** デイ・サービスについては二箇所に対応出来ると認識している。また、当分の間は現在計画している体制で実施していく。

#### 太美地区の人口想定

**問** 町長は、第四次総合計画と併せて、太美地区のためのマスタープランも示すと答弁しているのので、総合計画案の中にどういうふうに表示されているのか、何点かについて伺いたい。

町は、太美地区の人口想定をどのくらいと考えているのか。

次に、都市計画の用途指定について、公園と道路を作る説明があった。公園は二箇所、どちらも中途半端な規模で近くに作ると云う。どうし

てなんだ」と思っている町民が非常に多い。また、スウェーデンヒルズの高台の国有地に、西当別地域の公園をと、先に島田議員が一般質問したとき、努力したいと答弁しているが、現在までにどういう努力をしたのか。そして、町民が望む展望公園ができないのはどうしてか伺いたい。

次に、太美地区の都市計画街路についてだが、スウェーデン大通を都市計画道路に認定してどうするのか。また、獅子内の宅地開発業者が施工して、立派に出来ている北一号の道路や、南一号の道路十八線から十六線を都市計画道路にしてどうするのか。最も不思議なのは、十六線踏切を高架にしたいという。私は、太美地区の住民は既設の道路をランクアップするよりも、生活の中で今必要な道路を新設してほしい、改良してほしいと望んでいると思う。例えば、スタライイトから駅への近道や、西当別中学校への近道、いずれも防風林をくり抜いて欲しいと云うものである。

私は、都市計画道路を作ることよりも、今は生活道路の方を優先すべきと思うが町長の考えを伺いたい。更に、町道十六線高架事業の事業費

はどれくらいになるのか伺いたい。

次に、地域住民を快適な生活が出来るようにと説明しているが、太美市街地の公共施設である、青少年会館、老人ホーム、特に教員住宅は管理が悪く、美観を損ねている。改善できないのか。

**町長** 太美地区の人口想定は現在策定中の新総合計画の中で、目標値が表せることになつている。

次に、二つの公園については、公園分類上近隣に居住する者の利用に供する目的の近隣公園として決定しており、この基準を遵守している位置と考えている。また、展望公園については、現在同地周辺を開発している北洋交易株式会社と協議の中から、民間活力に委ねることにし、側面的な協力をしていきたいと考えている。

次に、都市計画道路の計画については、都市として位置付けをした地域において、健全に発展するための都市施設と考えており、国道、道道等の主要幹線道路と接続する補助幹線として、交通の円滑な機能として計画決定するものである。また、議員発議の生活道路も市街地形成の中で、

生活に密着する道路の必要性、また、歩行者及び車両の流れ、さらには地域からの要望等を勘案しながら生活道路の整備を検討していきたいと考えている。なお、JRの高架事業費については、超概算になるが、二十五億円と想定している。

次に、教員住宅については、維持管理等を含め、環境整備に努めていく。

**問** マスタープランについては、公園や都市計画道路も人口想定が関連するのではなにかと思うし、決定に向けて町内会長さんの意見を聞いたからということではなく、住民の意見を反映したものにしよう、手順を踏むべきと思うが町長の考えを伺いたい。

**町長** 都市計画のマスタープランの策定に当っては、地域住民の意見を十分反映させるよう、意見を聞いてマスタープランの樹立をしていく。

#### 農村計画は

##### 新たな視点で

**問** 前回私の質問に、都市計画同様農村計画が重要であるが、町単独の農村計画はないと答弁している。我国では、最近になって土地政策は地価抑制から有効利用に転換さ





パンケチュベシユナイ川を町民いこいの場に

れ、農地転用は、農村活性化にどんな貢献があるかという、判断基準の方が高くなつた。農地の利用については、住民が主役で、農村活性化土地利用構想を立てることを法制化されたが、これは最も大切なことである。

現在、当別土地改良区は、国営の地域用水再編対策事業で、水田発祥の地の公園を初め、何箇所かの幹線用水路に花を植えたり、あるいは青山に通じる東小川、弁華別方面に水車の回るポケットパークを作ったり、ところどころにフアーマーズマーケットになるような幅広水路を作り、親水景観施設の整備を進めている。

る。そして、農村にも農業用水路の水を活用し、防火槽を作り、また、町内を流れるパンケ川に、もっと綺麗な水を流し込む用水路新設を含めた国営の事業を進め、それで農村景観を美しくして整備をし、将来に向けて保全管理する事業に今着手しようとしている。

町の第四次総合計画は、環境を保全する土地改良区、地域用水再編対策事業などと整合性を図りながら、広範な土地利用計画を作ることが、多くの町民に共感を得ることと思う。

町長はこの点について、どう考えるか伺いたい。

町長 美しい農村風景や恵まれた自然環境は、地域住民はもとより、都市住民にも農村の果たす役割として大きく期待されており、農村景観の整備や維持は重要事項と認識している。町においても、長期にわたる財政負担が伴うことから、春以来経済部をして札幌開発建設部や両土地改良区と協議をしているが、本事業移行による事業効果や農業者、町民のメリットを確認し、両土地改良区の協力を得ながら進めたい。

### 議員提案 第6回定例会

- 道路特定財源等に関する意見書
  - ※可決（満場一致）
- 当別町に在宅サービスの早急な整備を求める決議
  - ※可決（満場一致）

### 閉会中に審査付託された陳情書

平成10年10月15日付で、幸町、丹野長一氏他149人から「当別幸町土地区画整理事業の計画変更を求める」陳情書が提出され、田畑議長は、重要かつ緊急を要するものと判断し、閉会中の10月23日をもって、当別大通整備促進審査特別委員会へ審査付託しました。

## 請願・陳情

## 第六回定例会

〔採択〕  
 (産業常任委員会)  
 季節労働者の雇用対策に関する陳情書  
 (意見書提出)

陳情団体  
 連合北海道石狩地域協議会  
 会 長 小山田伸道  
 北海道季節労働組合札幌地区本部  
 会 長 村上弘志

〔採択〕  
 (産業常任委員会)  
 季節労働者の雇用・失業対策

策の強化に関する請願書  
 (意見書提出)

請願団体  
 地元で働く仕事と九十日支給復活を要求する北海道連絡会  
 代表委員 佐藤 陵一  
 地元で働く仕事と九十日支給復活を要求する当別の会  
 代表委員 山田恵美子  
 紹介議員 堀 梅治  
 柏樹 正

〔付託〕  
 (建設常任委員会)

〔稲穂通延長に関する陳情書〕

陳情者  
 下川町内会 会 長 佐々木 功  
 西町町内会 会 長 橋本定次郎  
 末広町内会 会 長 五十嵐和男  
 錦町町内会 会 長 河村 和彦  
 川下右岸町内会 会 長 宮崎 勉  
 美里町内会 会 長 山田 岩雄



# 各委員会報告

## 第六回定例会

### 総務常任委員会報告

「自治体における長寿宣言  
に関する陳情書」

現在の日本は、高齢化が進み医療・住宅・仕事・福祉・年金など高齢期の生活を不安にする問題も多発している。戦前・戦後の永きにわたって社会に貢献してきた高齢者に感謝し、高齢者が敬愛され、健康に生活し、今後とも地域社会発展のために大いに活躍されることを、誰もが期待しているところであり、この主旨は理解できるものである。本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、理事者においては、早急に長寿宣言するよう取り運び願いたい。  
以上、本委員会の報告とする。  
平成十年九月十六日  
議長 田畑富美男 様  
総務常任委員会  
委員長 柏樹 正

### 産業常任委員会報告

「季節労働者の雇用対策に関する陳情書」並びに「季節労働者の雇用対策に関する陳情書」並びに「季節労働者の雇用対策に関する陳情書」

労働者の雇用・失業対策の強化に関する請願書」

北海道経済及び地域経済の重要な担い手である季節労働者は現在、地元建設業者の受注減や倒産などによって、今春からの再雇用拒否である「雇止め」や「待機」という形で事実上失業し、また雇用保険の受給資格が危ぶまれる就労日数減にさらされている。

平成十年度から三年間延長された国の「季節労働者冬期援護制度」の改善とあわせて公共事業の拡大を図り、国及び北海道において季節労働者の雇用・失業対策を強化すべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。  
なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。  
以上、本委員会の報告とする。  
平成十年九月二十四日  
議長 田畑富美男 様  
産業常任委員会  
委員長 小武 正寿

政府米の買入を求め新たな米政策に対応する特別委員会中間報告

本委員会は、政府米の買入と値幅制限の廃止に対して、慎重に審議を重ねているところであり、九月八日には石狩支庁、札幌食糧事務所札幌支所、JA北海道中央会札幌支所、また、九月九日には農林水産省、食糧庁及び道内選出国会議員に対し、昨年から今年にかけて米価が大暴落し、稲作経営はもとより、地域経済に深刻な打撃を与えており、この要因は平成十年産

米から値幅制限の撤廃と新たな米政策の下で米需要の安定を図るため、緊急生産調整推進対策による追加転作を実施したにもかかわらず、自主流通米の引き続く下落と政府米の買入れ見込みがない状況から、政府米依存度の高い北海道および本町農業は大変な事態が予想されるため、一、転作目標達成市町村の政府米は買入れること、二、値幅制限の廃止は取り止めとする。三、WTO協定を見直し新たな農産物貿易ルールの確立を図ることを町・議会・農

## 決議文

## 第六回定例会

第六回定例会において、議員提案された決議について、採択されましたので決議文の要旨を抜粋したものを掲載いたします。

□当別町に在宅サービスの早急な整備を求める決議

国は、平成十二年より介護保険法を実施しようとしています。当別町では、当別町介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定を進めている

ところであるが、町は保険者の責任として、住民の要求に沿って施設サービスと在宅サービスを充実し、提供することが求められている。

日毎に進む地域高齢社会の中で、在宅サービスを進めてきたところであるが、更に介護保険に向けてサービスの質・量とも向上するよう努力されたい。

一年半後に迫った介護保険法実施を目前にして、理事者は保健福祉の複合施設を平成

業委員会・関連農業団体と共に、強く要請をしてきたところでありますが、今後、国の施策が実現されない限り当別町の稲作農業は、存続する道がなく地域経済の崩壊を防ぐためにも更に、町民一体となつて上級官庁に対し、強力な運動が必要と思慮される。  
以上、本委員会の中間報告とする。  
平成十年九月二十四日  
議長 田畑富美男 様  
政府米の買入を求め新たな米政策に対応する特別委員会  
委員長 堀 梅治

十二年度をめぐりに開設するとしており、地域住民の不安を解消し、その付託に応えられるよう一層の努力を求めらる。

なお、その設置に当っては、住民へ情報を提供し、早急に実現されたい。

また、事業実施に向けて、国・道に対しても積極的な要請活動を行うよう望むものである。  
以上決議する。

平成十年九月二十五日

北海道当別町議会



議 会 の し り ぎ

9・1	議会運営委員会	10・19	宮城県仙南地方議長会来庁
9・8	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会在札要望 (石狩支庁、札幌食糧事務所他)	10・23	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会在札要望 (石狩支庁、札幌食糧事務所他)
9・9	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会在札要望 (農林水産省、道内選出国会議員)	10・27	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会 上京要望 (農林水産省、道内選出国会議員)
9・11	産業常任委員会	10・29	総務常任委員会
9・14	文教厚生常任委員会	10・29	総務常任委員会
9・16	総務常任委員会	11・6	当別大通整備促進審査特別委員会
9・17	建設常任委員会	11・9	各会計決算審査特別委員会
9・18	当別大通整備促進審査特別委員会 議会運営委員会	11・9	各会計決算審査特別委員会
9・21	議会運営委員会	11・11	議会運営委員会
9・21	議会運営委員会	11・12	議会広報特別委員会
9・24	産業常任委員会	11・16	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会
10・6	愛知県木曾川町議会来庁 政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会	11・17	総務常任委員会
10・7	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会	11・20	議会広報特別委員会
10・16	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会	11・25	文教厚生常任委員会
		11・30	政府米の買入を求め新たな米政策 に対応する特別委員会

あとがき

今年、長引く経済不況の中で企業の倒産、毒物混入事件と暗いニュースが続きましたが、来年こそは、子供たちも希望をもてる明るい年になるよう期待したいものです。

さて、本号は九月定例会の議案審議、一般質問を中心に編集しています。

議会だよりは、分かり易く、親しまれる紙面づくりを心がけていますが、紙面の都合等、その意を充分反映出来ない事もありますので、議会を傍聴し、理解を深めていただきたいと思います。

また、議会だよりに対し、お気付きの点については、ご意見をお寄せ下さい。皆様と共に、まちづくりを考え、行動したいと思えます。